

給与のカタチ

福井藩士の給与は、大きく分けて「知行取」と「切米取」の2種類のカタチがありました。そしてこのカタチはさらに細分化され、それぞれに藩士の身分や家格を表すものとして機能します。

○知行取

- ・領地（知行所・給地）を与えられ、徴税権や裁判権などを持ち、そこを支配した一種の「領主」のような存在。給人とも。
- ・知行高に免（年貢率）を乗じた分を本年貢として玄米で受領。
（例：知行100石 免三ツ〈3割〉の場合…給与は30石 + a ）
- ・江戸時代初期、一般的に給人の知行所への支配権は強く、大名の領国内に小領主（＝藩士）が多く存在するイメージ。
- ・時代が下るに従い、知行所は名目化され、給人の支配権は制限。
⇒藩士は「領主」から「官僚」へと変貌＝「サラリーマン化」

○切米取

- ・領地は与えられず、藩の米蔵から年数回に切り分けて米や金銀を支給。蔵米取とも。
- ・人数表示される扶持米とあわせて支給。
（1人扶持＝5合×360日＝1.8石）
- ・切米は表示額のまま、これに扶持米の人数分を乗じた額を受領。
（例：切米20石5人扶持の場合…給与は29石＝20石＋1.8石×5人）